

川障発第3021号

令和2年3月13日

市内指定障害福祉サービス事業所 各位
(就労系サービス提供事業所)

川越市長 川合善明

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い
等について(通知)

標記の件について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本来行うべき支援ができない場合における就労系サービスに係る本市の取扱いについては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第3報)」(令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づき、下記のとおりとするので通知します。

なお、この取扱いは、令和2年2月20日から同年3月31日までの間に実施するものについて適用することとし、期間の延長がある場合は別途通知します。

記

1 取扱いについて

就労継続支援、就労定着支援及び就労移行支援において、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、対面による支援が困難と認める場合は、利用者の同意を得た上で、電話連絡その他可能な方法によって支援を行うことを可能とし、対面による支援を行ったこととみなす。

2 要件

前項を適用する際の要件については、平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下、「国通知」という）を一部準用し、次のとおりとする。

- (1) 在宅利用者の支援にあたり、1 日 2 回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1 日 2 回を超えた対応も行うこと。（引用：国通知 5（3）①イ）
- (2) 緊急時の対応を行うこと。（準用：国通知 5（3）①ウ）
- (3) 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。（引用：国通知 5（3）①エ）
- (4) 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。（引用：国通知 5（3）①カ）
- (5) 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により評価等を一週間につき 1 回は行うよう努めること。（参考：国通知 5（3）①オ）
- (6) 就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されるよう努めること。（参考：国通知 5（3）①ア）
- (7) 国通知 5（3）①にある、運営規程への明記は求めない。
- (8) 在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定

権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。
その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題にかかる説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

3 その他

この取扱いのほか、不明な点については、予め担当者に確認した上で行うこと。

以上

川越市福祉部障害者福祉課	TEL 049-224-5785
福祉サービス担当（障害福祉サービスの支給決定に関すること）	
障害給付担当（訓練等給付費の請求に関すること）	
計画担当（障害福祉サービス事業所の指定に関すること）	